平成２１年（フ）第８５８号
東京都日野市南平７丁目24番地の105
債務者　浦山　　司
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後１時15分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５６５号
静岡市駿河区西脇826番地の１　葵マンション403号室、旧住所静岡市駿河区西平松19番地の１
債務者　金　　宣禧
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成１９年（フ）第２４９３５号
東京都豊島区巣鴨２丁目15―２　エイトハイツ３Ｆ
破産者　木村　群平
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１０００号
茨城県常総市内守谷町きぬの里３丁目37―４―Ｉ―201
破産者　倉持　竜也
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１００２号
茨城県常総市菅生町1843
破産者　倉持すみ子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１５８１号
東京都足立区南花畑２丁目47番６号
破産者　有限会社ＯＧＡＷＡ
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１５８２号
埼玉県さいたま市見沼区堀崎町540、住民票上の住所東京都足立区南花畑２丁目47―６
破産者　小川　誠幸
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１５８３号
東京都足立区南花畑２丁目47―６
破産者　小川　洋子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１６８４号
茨城県牛久市中央３丁目29番地２
破産者　有限会社三協工機設計
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１６８５号
茨城県牛久市井ノ岡町2193―１
破産者　高野　久樹
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４３５１号
茨城県古河市大和田1802番地
破産者　医療法人美優クリニック
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４３５２号
福島県双葉郡大熊町大字夫沢字東台391
破産者　木島　金夫
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４３５３号
福島県双葉郡大熊町大字夫沢字東台391
破産者　木島美優子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１０号
東京都文京区本郷３丁目２番３号
破産者　株式会社オーツーサプライズ
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１１号
神奈川県横浜市旭区若葉台４丁目28―1203
破産者　森　　隆司
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９０４号
千葉県市原市松ケ島196
破産者　伊藤　孝文
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５８号
茨城県古河市高野746番地
破産者　株式会社ビューネ
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７６号
東京都青梅市東青梅６丁目10―２　ライオンズマンション東青梅第３―502
破産者　門倉　　敦
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２６８号
埼玉県越谷市登戸町17―18―Ａ―201
破産者　加藤眞保巳
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４１８号
埼玉県春日部市大枝135―７　武里団地５―４―305　工藤恭子方、開始決定時の住所栃木県宇都宮市氷室町1034―36
破産者　佐々木恵子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７６２号
東京都豊島区巣鴨１丁目２―25　亀甲ビル３Ｆ
破産者　夏川　玉巳
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部